



豊監公表第3号

平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

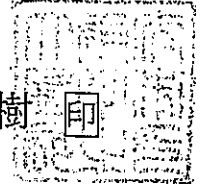
令和3年（2021年）1月28日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史

令和3年(2021年)1月15日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹 印



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 平成31年3月26日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
維持修繕課	蚊、ゴキブリなどの駆除について(維持修繕事務所) 繁華街など公共的空間のボウフラ、ゴキブリの駆除を市民からの要望を受けて、市が行っているが、市が行うのは地域異常発生など公衆衛生上必要不可欠な業務に限定し、それ以外は自助共助、地域的な団体に解決していただくというような公と民間の役割分担について議論されたい。	害虫駆除につきましては、市民からの要望を受け市が管理する公的施設は定期的に行っています。 個人が管理する施設内については、お断りをしているところです。 役割分担については、部内で議論を重ねてきましたが、市民の理解と協力も必要であり、今後も課題点を整理しながら議論していきたいです。